公　告

諮　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１２２号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字室小路130番地５
債務者　藤原　　君
１　決定年月日時　平成25年６月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１４５号
岩手県奥州市胆沢区小山字附野72番地３　ロードサイドＡ号
債務者　千葉　敏彦
１　決定年月日時　平成25年６月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１６号
岩手県九戸郡洋野町種市第23地割25番地
債務者　大清水幸男
１　決定年月日時　平成25年６月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２５年（フ）第３７号
茨城県高萩市本町１丁目49番地今川アパート５号
債務者　柴田富貴子
１　決定年月日時　平成25年６月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第２６７号
神奈川県足柄上郡開成町延沢396番地６　Ｇｒａｎｄ　Ｓｅｊｏｒ104
債務者　若林　里志
１　決定年月日時　平成25年６月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第５８６号
京都市北区紫竹東桃ノ本町23番地　紫竹ハイム１－Ｄ
債務者　中村　郁子
１　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６１５号
京都市上京区室町通寺之内上る３丁目上柳原町97番地
債務者　井上　邦一
１　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２４号
香川県木田郡三木町大字池戸946番地１　美和ハイツ104号室
債務者　谷本　健次
１　決定年月日時　平成25年６月18日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第１７１号
鹿児島県鹿児島市谷山中央２丁目4149番地２市住1053号
債務者　濵田　博美
１　決定年月日時　平成25年６月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１９９号
沖縄県島尻郡与那原町字与那原1304番地の１
債務者　髙安　　渚（旧姓新垣）
１　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第２７７号
千葉県鎌ケ谷市南初富２丁目14番５―14号
債務者　及川　栄子（旧姓山田）
１　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２８７号
千葉県鎌ケ谷市南初富６丁目４番12―603号
債務者　小野寺敬一
１　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２９５号
千葉県柏市布施146番地16　サンブルー101号
債務者　野口由紀子
１　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２２７号
仙台市太白区西中田５丁目23番18号
債務者　齋藤真衣子
１　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３５３号
仙台市若林区若林４丁目６番41号　ゆあハイツ202
債務者　福田　賢司
１　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３９号
宮城県大崎市古川荒川小金町５番５号
債務者　熊谷　芳明
１　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第５９号
茨城県日立市城南町５丁目４番１―103号
債務者　柳澤　正子
１　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
水戸地方裁判所日立支部